

介護老人福祉施設 やすらぎの園 料金表

(令和3年8月1日現在)

【料金】

(1) 介護保険給付対象サービス利用料

○ユニット型介護老人福祉施設サービス費(ユニット型個室)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの 利用料金	829円 (1,657円) (2,486円)	905円 (1,809円) (2,714円)	987円 (1,974円) (2,960円)	1,065円 (2,130円) (3,195円)	1,140円 (2,280円) (3,420円)

※上記サービス費には、精神科医療養指導加算、日常生活継続支援加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、処遇改善加算が含まれております。(端数処理の関係上、若干の誤差が生じる可能性があります。)

※()の上段は2割負担、下段は3割負担の利用料となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、上記の基本報酬に0.1%上乘せされます。

(2) その他の介護保険給付対象サービス加算料金

次の加算項目は、サービスの発生に応じて加算される料金です。(単位: 10.14円)

加算項目	1日あたりの料金	備考
福祉施設外泊時費用	246単位/日	外泊や入院時に6日間を限度に加算。
福祉施設初期加算	30単位/日	入居後30日間加算。入院後の再入居も同様。
個別機能訓練加算	12単位/日	機能訓練指導員の配置とともに、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価する加算
経口移行加算	28単位/日	医師の指示に基づき、他職種が共同して経管から経口による食事摂取へ移行するための支援が行われた場合に加算。
経口維持加算 (I) (II)	400単位/月 100単位/月	摂食機能障害や誤嚥を有する入居者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行うことを評価する加算
療養食加算	6単位/回	医師発行の食事箋に基づき提供された食事。 ※1日につき3回限度。
若年性認知症入所者受入加算	120単位	40歳以上65歳未満で医師による認知症が認められ、希望を踏まえた介護サービスを提供する場合に加算。
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 650単位 深夜 1300単位 (月額)	配置医師が入居者の病状や急変状況等に応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入居者の診療を行った場合に加算。
再入所時栄養連携加算	200単位/月	医療機関に入院し、入居時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、栄養管理の調整を行った場合に加算。

(3) 介護保険給付の対象とならないサービス料金

①食費

区分 ※	1日あたりの食費	1ヶ月(30日)あたりの食費	備考
第1段階	300円	9,000円	介護保険負担限度額認定証の提示が必要
第2段階	390円	11,700円	
第3段階①	650円	19,500円	
第3段階②	1,360円	40,800円	
第4段階	1,480円	44,400円	標準の食費

※減免区分の対象者は下記のとおりです。市町村に申請し認定を受ける必要があります。

- 第1段階 ・市町村民税世帯(※1) 非課税の老齢福祉年金受給者
生活保護受給者
- 第2段階 ・市町村民税世帯(※1) 非課税であって、年金収入額等(※2、※3)が80万円以下の方。
・本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が1,650万円以下の方
(単身の場合は本人の預貯金等の資産の合計額が650万円以下)
- 第3段階① ・市町村民税世帯(※1) 非課税であって、年金収入額等(※2、※3)が80万円を超え、120万円以下の方
・本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が1,550万円以下の方
(単身の場合は本人の預貯金等の資産の合計額が550万円以下)
- 第3段階② ・市町村民税世帯(※1) 非課税であって、年金収入額等(※2、※3)が120万円を超える方
・本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が1,500万円以下の方
(単身の場合は本人の預貯金等の資産の合計額が500万円以下)
- 第4段階 ・上記以外の方

※1 本人が属する住民基本台帳の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みません。)

※2 「年金収入額等」=課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得額

※3 第2号被保険者(40歳から60歳未満の人)は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身1,000万円以下(配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であることが要件)。

②居住費

■ユニット型個室

区分 ※1	1日あたり居住費	1ヶ月(30日)あたり居住費	備考
第1段階	820円	24,600円	介護保険負担限度額認定証の提示が必要
第2段階	820円	24,600円	
第3段階①②	1,310円	39,300円	
第4段階※1	2,500円	75,000円	標準の居住費

※1:トイレが付いていない居室の居住費は、1日2,400円となります。また、既存ユニット棟は2,050円となります。

③入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる実費相当額

- ④理美容代(カット) 1回 2,000円(業者への支払代行)
- ⑤毛染め代(カラー) 1回 4,000円(業者への支払代行)
- ⑥口座振替手数料一部負担金 1月 50円
- ⑦預り金管理料 1月 500円(口座振替手数料一部負担金を含む)
- ⑧電気代 1月 600円(60W以上の電化製品持込の場合)

⑨上記①から⑧の他、施設が提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者負担が適当と認められるもの。

【料金算定例】

□介護度4（1割負担）の方が30日間利用した場合の料金算定例

区分	サービス費①	食費 ②	居住費 ③	合計額 ①+②+③
第1段階	31,950円	9,000円	24,600円	65,550円
第2段階		11,700円	24,600円	68,250円
第3段階①		19,500円	39,300円	90,750円
第3段階②		40,800円	39,300円	112,050円
第4段階		44,400円	75,000円	151,350円